



■ 目次

SECが小規模企業に対しサーベンス・オクスレー法による監査人のアステーション要件の一年間の適用延期を承認
SECが企業の報告や投資家の情報取得のあり方を再考する新しい開示イニシアティブを発表
PwC が FAS 157の適用延期および適用に関連する問題についてのDataLineを公表
PwCがヘッジ会計を簡素化するFASB案の重要な側面に関するインサイトを提供
FASB関連記事
7月の予定

■ SECが小規模企業に対しサーベンス・オクスレー法による監査人のアステーション要件の一年間の適用延期を承認

米証券取引委員会(SEC)は、サーベンス・オクスレー法(404条(b))の監査人によるアステーション要件の適用に関して小規模公開企業(すなわち非早期提出企業*)の適用日の一年間延期を承認しました。この延期措置により、小規模企業は2009年12月15日以降に終了する会計年度のアニュアル・レポートから監査人によるアステーション・レポートを提供することが義務付けられるようになります。最終規則として、2008年2月のSEC規則案がそのまま承認されました。

2007年12月15日以降に終了する会計年度の小規模企業は、サーベンス・オクスレー法(404条(a))で要求されている、財務報告にかかる内部統制の有効性に関する経営者のアサーションを継続してSECに提出することが義務付けられません。

また、SECは404条適用の費用と便益の研究継続が承認されたことを発表しました。費用便益研究は、2007年6月に発行されたSECによる経営者のための財務報告に係る内部統制の評価に関するガイダンスや、SECが2007年7月に承認した公開企業会計監視委員会(PCAOB)監査基準第5号が、より費用効果の高い内部統制評価および監査を促進するという意図された効果を得ているかどうかの判断を助けることとなります。

▼ これらの動向に関するプレスリリースは以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-116.htm>

▼ 1年間の延期措置を認める最終規則の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/rules/final/2008/33-8934.pdf>

* 非早期適用企業とは、通常、浮動株時価総額が7,500万ドル未満の企業を指します(早期提出企業ステータスに関連するSECの定義については証券取引法 Rule 12b-2を参照)。

■ SECが企業の報告や投資家の情報取得のあり方を再考する新しい開示イニシアティブを発表

6月24日、SECは、公開企業およびその他の規制対象企業からSECはどのように情報を取得すべきか、そのような情報を投資家および市場にどのように提供すべきかについて検討する試みの開始を公表しました。この内部研究は、SEC

の開示システムの機能方法を改善するための将来におけるSECのアクションの詳細計画を生み出すことを目的としています。

この研究には、SECのすべての既存の様式や報告要件の再検討が含まれ、不必要な重複に特に重点が置かれる予定です。開示情報の取得および公表のための多様な代替的な戦略的アプローチや、今日のテクノロジーの最大の可能性の活用法を含め、投資家にこの情報を適時に届ける方法を検討します。

▼ このイニシアティブに関するプレスリリースは以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-119.htm>

■ PwC が FAS 157の適用延期および適用に関連する問題についてのDataLineを公表

今週、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)はFASB基準書第157号「公正価値による測定」に関する以下のDataLineを公表しました。

- **DataLine 2008-13: FAS 157の適用に影響を与える最近のFASBのガイダンス**

今年前半、財務会計基準審議会(FASB)は特定の非金融資産および負債に対するFAS 157の適用を延期して、適用上の問題に対応するためより長い期間を認めました。12月決算の企業は、この延期措置の検討後、2009年1月1日より非金融資産および負債にFAS 157の規定の適用を開始する必要があります。

延期措置による残された期間が比較的短いことを考慮すると、企業にとってはその適用に集中し続けることが重要です。DataLine 2008-13では、この延期措置の重要な側面およびPwCのインサイトや見解を論じています。また、FAS 13による公正価値測定を免除するためにFAS 157の適用範囲を修正したFSP No. FAS157-1、およびリースの分類あるいは測定についての公正価値測定を扱った関連会計基準書等についても対応しています。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7FWKDX&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

- **DataLine 2008-15: FASBのバリュエーション・リソース・グループによって議論が行われた公正価値の公正価値会計適用上の問題点**

現在までに認識されているFAS 157の適用上の問題点の多くは、現在の市況における特定の金融資産および負債の評価に集中しています。しかしながら、適用および評価における問題点は金融資産および金融負債、あるいは混乱した市場に限定されるものではありません。財務報告で公正価値測定が行われるかぎりどこにでも発生します。

この点を考慮し、FASBはFASB職員に対する顧問グループとして財務報告に影響を与える潜在的な評価問題の識別と可能な解決方法を提言する、バリュエーション・リソース・グループ(VRG)を組織しました。DataLine 2008-15ではVRGの今日までのより重要な議論を明らかにしています。VRGの見解は公式なものではありませんが、評価に関する問題を検討する中で企業はVRGの見解を検討することを望むでしょう。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7FYTMS&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ PwCがヘッジ会計を簡素化するFASB案の重要な側面に関するインサイトを提供

DataLine 2008-14において、PwCは最近公表された公開草案「ヘッジ活動の会計処理 —FASB基準書第133号の修正」の重要な側面について議論しています。

承認されれば、この公開草案はヘッジの会計の適用をより容易なものとし、またより透明性の高い結果をもたらすことに

よってヘッジ会計を大幅に変更することになります。 四半期ごとにヘッジの有効性を定量的に評価させる現在の要件は、取引開始時における定性的評価と翌期以降の限定的な再評価へと代替されることとなります。この公開草案はヘッジ会計を適用するための障壁を低くするものです。これにより、適格なヘッジ活動となるためにヘッジ関係が高度に有効である必要はなく、合理的に有効であれば良いということになります。

しかしながら、この公開草案には以下の規定も含まれています：

- 金融商品のコンポーネント・リスクのヘッジを、(1)取引当初における発行体自身の負債のベンチマーク利率のヘッジ、および (2)外国為替リスクのヘッジに限定
- ヘッジの有効性評価のための簡便法および重要な契約条項のマッチング法を廃止
- ヘッジ関係の任意による指定解除を禁止
- すべてのキャッシュ・フロー・ヘッジ関係についてのオーバーヘッジ(過剰)とアンダーヘッジ(不足)の双方に関連する非有効部分の認識を要求
- 予定連結会社間取引の外貨リスクのヘッジを、財務諸表上において利益に関するエクスポージャーのある予定連結会社間取引のみに限定

▼ この DataLine はCFODirect Networkのメンバーには以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=GBAD-7FYNHK&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ FASB関連記事

会議の議事録: FASBは6月11日に会議を開催し、(1) アジェンダの決定 (2) 非営利組織の合併と買収、(3) FASB解釈指針第46号(R)「変動持分事業体」(FIN 46R) の検討事項、(4)金融資産の譲渡の会計処理、(5) FAS 140「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」およびFIN 46R のコメント期間、適用日および移行措置 について議論を行いました。この会議の議事録は CFODirect Networkのメンバーは以下のウェブサイトからご覧いただけます。:

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=EDYR-7FXTB6&SecNavCode=ASPP-4MMP8M&ContentType=Content>

プロジェクトの更新: FASB は以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 保険リスク移転
http://www.fasb.org/project/insurance_risk_transfer.shtml
- 非営利寄付基金プロジェクト
http://www.fasb.org/project/nfp_endowments.shtml

Weekly Action Alert: Action Alert No. 08-26 は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/action/aa062608.shtml>

■ 7月の予定

- FASBは7月16日、23日、30日に会議を開催。7月2日、10日、16日、23日、30日に教育セッションを開催。
- SECは公正価値会計を議論する円卓会議を7月9日に開催。
- 財務報告改善に関するSEC諮問委員会は7月11日に会議を開催。
- 政府会計基準審議会は7月8日から10日まで会議を開催。7月14日および29日に公聴会、7月15日に電話会議を開催。

- IASBは7月21日から25日まで会議を開催。
- 国際財務報告解釈指針委員会は7月10日および11日に会議を開催。
- 国際会計基準委員会財団理事会は7月8日および9日に会議を開催。

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.